

「 憲 法 」

〈45分〉

（注意：解答はすべて解答用紙に記入すること。）

次の仮想事例を読み、下記の設問に答えなさい。

【仮想事例】

Aは、自己の犯したストーカー殺人事件（以下、「A事件」という）について有罪判決が確定し、現在、刑務所に収容されている。Aは、刑務所において、A事件に関する記事を掲載している雑誌（以下、「本件雑誌」という）を、自分で費用を負担して購入し、閲覧しようとした。

刑務所職員は、本件雑誌の内容を検査し、「本件雑誌の内容がA事件を肯定し美化するものであり、Aが本件雑誌を閲覧することで、Aの改善更生及び円滑な社会復帰の妨げとなるおそれがある」と判断し、本件雑誌の閲覧を禁止することが相当であるとの意見を刑務所長に書面で報告した。

刑務所長は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下、「刑事収容施設法」という）70条に基づき、本件雑誌がAの「矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがある」ことから、その閲覧を禁止する決定をし、その旨をAに告知した（以下、「本件閲覧禁止処分」という）。

【設問】 本件には、どのような憲法上の論点があるのか、論じなさい。

【参考法令】 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（抄）

（自弁の書籍等の閲覧）

第69条 被収容者が自弁の書籍等を閲覧することは、…（略）…これを禁止し、又は制限してはならない。

第70条 刑事施設の長は、被収容者が自弁の書籍等を閲覧することにより次の各号のいずれかに該当する場合には、その閲覧を禁止することができる。

- 一 刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるとき。
- 二 被収容者が受刑者である場合において、その矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるとき。

三 （略）

2 （略）

以上

入試日程 A日程 出題科目名 憲法 **出題趣旨**

本仮想事例では、刑事収容施設法 70 条に基づく、A 事件に関する記事を掲載している雑誌（以下、「本件雑誌」という）の閲覧を禁止する決定により、A の閲覧の自由・知る自由（憲法 21 条 1 項）を制約することの合憲性を検討することが求められている。

表現の自由（憲法 21 条 1 項）は、「一切の」表現の自由を保障する。ここにいう「表現」とは、情報の発信・受領・収集を意味する。つまり、表現の自由は、あらゆる情報の流過程を保障するものであると解される。したがって、本件雑誌を閲覧し、A 事件に関する記事（情報）を受領すること、つまり、A の閲覧の自由・知る自由も、憲法 21 条 1 項によって保障される。

表現は、一般的に、自己実現及び自己統治の価値を有するから、重要であると解される。A は、本件雑誌を閲覧し、A 事件に関する記事（情報）を受領することで、自己の犯した A 事件に対する評価などを知ることができ、自分らしく生きることから、A の閲覧の自由・知る自由は、重要であるといえよう。

また、A は、本件閲覧禁止処分により、本件雑誌を閲覧し、A 事件に関する記事（情報）を受領することができなくなるので、A の閲覧の自由・知る自由が直接的かつ剥奪的に制約されることになる。とはいえ、本件閲覧禁止処分は、「A の改善更生及び円滑な社会復帰」を促すことを目的としていることに鑑みると、A の閲覧の自由・知る自由は、間接的付随的に制約されると解することもできよう。

これらの点を考慮したうえで、A の閲覧の自由・知る自由に対する制約の合憲性を検討して欲しい。まず、本件閲覧禁止処分の目的は何か、その目的と本件閲覧禁止処分（立法目的達成手段）にはどのような関連性があるのかを検討する。例えば、処分の目的を「A の改善更生及び円滑な社会復帰」と捉えたうえで、その目的と本件閲覧禁止処分には、どのような関連性があるのかを検討するのである。

具体的には、「A の改善更生及び円滑な社会復帰」を促すために、本件雑誌を閲覧し、A 事件に関する記事（情報）を受領することを禁止することの必要性の有無を検討する。そして、本件雑誌を閲覧し、A 事件に関する記事（情報）を受領することを禁止することの相当性有無を具体的に検討する。その際には、A が「有罪判決が確定し、現在、刑務所に収容されている」こと、本件雑誌を「自分で費用を負担して購入」したこと、刑務所職員が本件雑誌の内容を「A 事件を肯定し美化するものである」と判断したことをも考慮して欲しい。

どのような結論になるにせよ、A 及び刑務所長の立場を踏まえた、説得力のある具体的な論述をして結論を導くことが望まれる。

以上

「 刑 法 」

〈45分〉

（注意：解答はすべて解答用紙に記入すること。）

以下の〔設例〕における甲と乙の罪責を論じなさい（但し、特別法違反は除く）。

〔設例〕

甲は日頃から仲が悪く、疎ましく思っていた妻Vをこの際殺してしまい、ついでに保険金も得ようと決心し、寒い真冬のある晩、熟睡中のVを敷き布団2枚で挟んで、それをロープで嚴重に縛った。甲はVを布団ごと山奥に捨てて、寒さの中凍死してくれるか、野犬に噛まれてくれればよいと思ったのである。

甲は友人乙を電話で呼び出し、甲宅にやってきた乙に対し、「ちょっと要らなくなった布団を山奥に捨てに行きたいんで、手伝ってくれないか」と依頼した。乙はそれを了承し、上記の、Vが挟まっている敷き布団2枚を、その事情は知らないまま甲と共に甲宅内から、乙が運転してきた乗用車（以下、「A車」と略称する）のトランクに入れ、乙はトランクを閉めた。

乙は甲をA車の助手席に乗せて、産業廃棄物が不法投棄されている山奥の空地に向けて車を発進させた。それから30分ほど経って、乙はA車トランク内の敷き布団について、布団にしては異様に重く、中が膨らんでいる感じだったし、人のいびきのような音もしていたのを思い出し、ひょっとしたら甲が不仲のVを挟んで捨てて、凍死でもさせようとしているのかもしれないと鋭い勘で推測したが、下手なことを言って甲を怒らせると、自分も殺されかねないと警戒し、Vには天寿を全うしてもらいたいが、ひょっとしたら最悪の結果になるかもしれないと覚悟し、黙ったまま自動車の運転を続けた。

乙はさらに30分後、尿意をもよおしたため、甲に断わって、トランクにVが入ったままのA車を走行していた片側1車線の県道の道路左側に寄せて停車させ、車を降りて道路脇の児童公園内にある公衆便所に駆け込んだ。

するとその時、県道を後方から猛スピードで走ってきたトラックが運転手の前方不注視により、A車に気づくのが遅れてA車にそのまま追突し、トランク内に閉じ込められていたVはトラックとの衝突のため全身打撲により、その場で死亡した。

以上

入試日程 A日程 出題科目名 刑法 **出題趣旨**

いわゆる「早すぎた結果発生」のケースと言えるが、トラック追突までの時点で殺人罪の実行の着手を認めうるのかどうかについて、有名判例の枠組みも考慮に入れつつ、しかし決してそれを機械的に適用するのではなく、事例に即したあてはめができるかどうかを問うている。その際、自動車での運搬行為自体に殺害の危険性がどこまであるのかの論証が重要となろう。さらには、いずれにせよ異常な因果経過による死亡のため、因果関係自体の存否やその錯誤についても、肯定しようとする罪責に応じて検討が必要である。もし、甲らの所為が殺人既遂罪と評価できない（そもそも実行の着手に至っていない、あるいはまだ殺人罪の故意を肯定できない等）との結論に至った場合でも、別途監禁致死罪の罪責検討は残るであろう。乙の共犯としての罪責についても、適切な処理が求められる（片面的幫助犯等）。

2022度
法務研究科 法務専攻（法科大学院）A日程 入学試験問題

「 民 法 」

〈45分〉

（注意：解答はすべて解答用紙に記入すること。）

AはBから動産甲を500万円で購入したが、Bの依頼により甲をしばらくBに貸すことにし、占有改定による引き渡しを受けた。その後、Bは甲を自己所有と偽ってCに売却し、代金を受け取った。CはBの依頼により甲をしばらくBに貸すことにして、占有改定による引き渡しを受けた。しばらくして、二重売買の事実を知ったCは、甲から乙の引渡しを現実に受けた。Aが、甲は自己の所有に属するとして、Cに甲の返還を求めた場合、Cはこれを拒むことができるか。

入試日程 A 日程 出題科目名 民法**出題趣旨**

本問は、即時取得の成立要件、とりわけ、占有改定による引渡しによって 192 条の「占有の取得」要件が満たされるかを問うものである。「占有の取得」に関する判例の規範を示したうえで、占有改定がなぜそれに当たらないのかを、指図による占有改定の場合との違いが明確にわかるように説明することが求められる。合わせて、現実の引渡しの時点で改めて即時取得が成立するのとも忘れずに検討されていることが要求される。

本問では、まず A は B から甲を 500 万円で購入して所有権を取得し、占有改定により対抗要件を具備 (178 条) していることから、A は甲の所有権を完全に取得し、B は所有権を喪失している。その後、A から甲を借りた B は、甲を自己所有と偽って C に売却しているが、B は甲について無権利者であるから、C は甲の所有権を取得できない。しかし、C に即時取得が成立すれば、A は C に甲の返還を求めることができないことになるので、即時取得の成否が問題となる。

即時取得の成立要件は、①目的物が動産であること、②前主が無権利者であること、③無権利者との間に有効な取引行為があること、④平穩・公然・善意・無過失で、⑤占有を取得していること、である。①について甲は動産である。②について、前主である B には所有権がないので無権利者である。③について、C は売買により甲を取得したのであるから、平穩・公然であることは明らかである。善意・無過失については問題文から明らかではないが、B が自己所有であると偽っているため、C がこの要件を満たしている可能性は高い。もっとも、186 条 1 項により、平穩、公然、善意は推定され、188 条により占有者が権利者としての推定を受けるため、前占有者の権利を信じたことについて無過失の推定が働くことから、これらの要件は C 自身が立証する必要はない。

⑤の要件について、判例は、即時取得が成立するためには、無権利者からの譲受人が「一般外観上従来の占有状態に変更を生ずる」ような占有を取得することが必要であるとする。C は占有改定による占有移転を受けているが、この方法では B が甲を占有している状態に変化はないので、「一般外観上従来の占有状態に変更を生ずる」ような占有取得とはいえないのではないかが問題となる。この点、即時取得が成立すると、真の権利者から権利を剥奪する結果となることから、そのような結果を肯定するためには、即時取得者が目的物について相応の物的支配を確立しているといえる必要がある。本問の場合、譲渡人である B を通じて譲渡が公示されるが、B は譲渡によって不利益を受ける者であるため、この方法による公示は信頼性が相対的に低く、C の物的支配の確率度は高いとはいえない。他方で、A の物的支配の程度は、甲の占有が A と直接の法律関係のある B にとどまっているため変化があったとはいえない。以上から、占有改定では「一般外観上従来の占有状態に変更を生じるような」占有取得をしたとはいえない。したがって、C が占有改定を受けた時点では即時取得の成立要件を満たさないため、C には即時取得は成立しない。

もっとも、C はその後、B から甲の引渡しを現実を受けているため、⑤の要件を満たすから、この時点で即時取得が成立するように思える。しかし、C が現実の引渡しを受けた時点では、C は二重売買の事実を知っており、B が無権利者であることについて悪意であるから、即時取得はやはり成立しない。

以上により、A は C に対して所有権に基づく物権的請求権を行使して、甲の返還を請求できる。

「 商 法 」

〈45分〉

（注意：解答はすべて解答用紙に記入すること。）

次の設例を読んで、後記の設問に解答しなさい。配点－100点

1. 甲株式会社（以下「甲社」という。）は、資本金3億円、資産総額15億円、負債総額10億円の取締役会および監査役を設置する株式会社であり、会社法上の公開会社ではあるが、上場会社ではない。甲社の発行済株式の5%は甲社の取引先でありかつCが代表取締役を務める乙株式会社（以下「乙社」という。）によって保有されている。

甲社は平成2年にA、B、およびCの共同出資によって設立され、A、B、およびCは現在もなお甲社の株式の50%、30%、および15%をそれぞれ保有するとともに、甲社の取締役に就任している。なお、甲社の代表取締役にはAが選定されている。

2. 乙社は公開会社ではあるが、上場会社ではなく、種類株式発行会社でもない。また、AおよびBは、乙社の取締役でも、株主でもない。

乙社の財務状況は令和3年4月ころから急速に悪化し、回復する見込みがないため、乙社が募集株式を発行し、甲社がこれをすべて引き受けることによって事業資金を提供することとする計画がまとまった。

令和3年6月16日、乙社では、募集株式の数を3000株、1株当たりの払込金額を5万円、払込期日を令和3年6月30日とする募集株式の発行について取締役会の決議を得た。他方、AとCは、甲社による本件募集株式の引受けについてはAとCとの間で交渉が進められ合意に達したものであってすでに甲社の取締役の過半数の同意が得られていると考え、Bに本件募集株式の引受けについて特段知らせることはしなかった。

【設問】乙社が本件募集株式の発行について公告したため、Bは、乙社の本件募集株式を甲社が引き受けることを知った。Bは、甲社自体もキャッシュ・フローが悪化しており、これにより1億5000万円もの支出を余儀なくされることに納得できず、会社法に基づき、本件引受けを阻止したいと考えている。本件引受けを阻止すべく解答の時点でBがなしうる主張および当該主張の可否を検討しなさい。

なお、乙社における募集株式の払込金額については公正であり、募集株式の発行に係る手続はすべて会社法の規定に基づき適法になされたものとする。

入試日程 A 日程 出題科目名 商法

出題趣旨

設例における募集株式の引受けは甲社の資産規模からすれば重要な業務執行（または重要な財産の譲受け）に当たる可能性があるとともに、C が乙社のためにする利益相反取引に当たる可能性があり、これらに当たればいずれも甲社において取締役会決議が必要となる。にもかかわらず、甲社において取締役会決議を経ないと考えられる場合、甲社の株主 B が引受契約の履行を阻止するためにいかなる会社法上の手段を採りうるかを問う問題である。

1. 重要な業務執行

甲社の資本金は 3 億円、資産総額は 15 億円、負債総額は 10 億円である。甲社は、乙社の募集株式を 1 株当たりの払込金額 5 万円で 3000 株引き受ける株式引受契約を、A が甲社を代表して、C が乙社を代表して、両者の合意のもとに締結した。その払込金額の総額は 1 億 5000 万円であるから、甲社の資本金の額の 2 分の 1、資産総額の 10 分の 1 を占め、取締役会設置会社では取締役会の決議を要する重要な業務執行（株式の原資取得になるので厳密に言えば譲受けではないが、重要な財産の譲受けと構成する余地はある）に当たる可能性がある（会社法 362 条 4 項柱書（以下、会社法の条文については法令名省略））。

重要な業務執行に当たるか否かについては一義的に決まるものではなく、判例は、「当該財産の価額、その会社の総資産に占める割合、当該財産の保有目的、処分行為の態様及び会社における従来の取扱い等の事情を総合的に考慮して判断すべき」としている（最判平成 6 年 1 月 20 日民集 48 卷 1 号 1 頁（重要な財産の処分に関する事例））。上述のように、本件では株式の払込金額自体の甲社の資本金や資産規模に占める割合が高いうえに、金融支援目的での募集株式の引受けは通例的取引ではなく、さらに、財務状況が悪化している乙社の株式を取得保有するリスクは高く、これらを総合考慮すると本件募集株式の引受けは甲社において重要な業務執行に当たり、取締役会の決議を必要とすると解される。本件引受けは、B に知らせることなく A と C の合意のみによって進められたため、甲社において取締役会決議を欠いている。B が自己の意見等を述べる機会を完全に失っている以上、A と C の賛同をもって取締役の過半数の賛成が得られているので取締役会決議があったと構成することもできないと考える。

2. 利益相反取引

C は甲社の取締役であるとともに乙社の代表取締役でもある。したがって、甲社による乙社の募集株式の引受けは、甲社における C について「第三者（乙社）のためにする取引」（356 条 1 項 2 号）に当たり、C は、甲社の取締役会において、取引に関する重要な事実を開示したうえで、その決議を得なければならない（356 条 1 項柱書、365 条 1 項）。にもかかわらず、1 に上記した通り、甲社において本件募集株式の引受けに係る取締役会決議は得られていない。

3. B が本件募集株式の引受けを阻止する手段

乙社の募集株式について甲社が払込期日である令和 3 年 6 月 30 日に払込みを済ませると株式は有効に成立するから（209 条 1 項 1 号）、引受けを阻止するには、B は、払込期日到来前に差止請求をすることとなる。B は平成 2 年の甲社の創業以来の株主であるから、A および B に対し、違法行為差止請求権（360 条）を行使することが考えられる。同時に、当該差止請求権を被保全権利として仮処分の申立て（民事保全法 23 条 2 項）を行う。

会社法 360 条の差止事由は、①取締役が株式会社の目的の範囲外の行為その他法令もしくはは

定款に違反する行為をし、またはこれらの行為をするおそれがある場合において、②当該行為によって当該株式会社に回復することができない損害が生ずるおそれがある（甲社は監査役設置会社であるので 360 条 3 項により損害の程度が高くなる）ことであり、上記 1 および 2 から、A および C は取締役会決議を得ずに募集株式の引受けを実行しているので、A および C には法令違反行為があるといえる。もっとも、そのことによって甲社に回復することができない損害が生じるおそれがあるといえるかどうかの評価は分かれうると思われる。甲社は乙社の募集株式の引受けによって 1 億 5000 万円の支出を余儀なくされているが、甲社の支援により乙社の業績が上がれば、当該支出を上回る株式の価値の上昇が見込まれることとなるから、これについては回復可能な損害と考えることもできる。他方、キャッシュ・フローが悪化している甲社にとって 1 億 5000 万円もの金銭の流出は甲社の存続に関わりかねないうえ、乙社の財務状況が甲社の支援の甲斐なく改善しなければ乙社株式の価値は取得原価を大きく割り込み、回復することも望めないと考えることもできる。いずれにせよ、会社法 360 条の各要件への丁寧な当てはめによって結論を導き出すことが肝要である。前者の見解をとれば B の差止請求は否定されることになり、後者の見解をとれば肯定されることになる。なお、取締役の善管注意義務違反に基づく募集株式の引受けについて株主の違法行為差止請求が問題となった事例として、東京地決平成 16 年 6 月 23 日金判 1213 号 61 頁（違法行為の疎明がないとして却下）がある。

以 上

「 民事訴訟法 」

〈45分〉

（注意：解答はすべて解答用紙に記入すること。）

Xが、Yに対して、消費貸借契約に基づいて200万円を貸し付けたが（以下「本件消費貸借契約」という。）、Yは返済期日が到来しても貸金を返済しないため、XがYに対して貸金返還請求訴訟を提起した（以下「本件訴訟」という。）場合に関し、以下の問いに答えなさい。

- 1、XY間の契約書に「XY間において、本件消費貸借契約に関して紛争が生じた場合、訴え提起による紛争解決はせず、双方が誠実に協議することにより解決するものとする。」との記載があった。この場合、裁判所はどうすべきか。
- 2、XとYとの間で、訴訟外でYがXに対して120万円を支払うことで示談が成立し、訴えを取り下げる旨の訴訟外の合意をしたにもかかわらず、Xは訴えを取り下げていない。この場合、裁判所はどうすべきか。
- 3、XとYとの間で「XY間における本件消費貸借契約締結後にYが200万円相当の高級腕時計1個を購入した。」という事実について、本件訴訟では争わない旨の合意がある場合において、Yがこの合意に反して、上記高級腕時計を購入した事実を争った。この場合、裁判所はどうすべきか。

入試日程 A日程 出題科目名 民事訴訟法 **出題趣旨**

本問は、明文なき訴訟契約（訴訟上の合意）の理解を問う問題である。

まず初めに、ここでは明文なき訴訟契約の有効性が問題となっており、訴訟契約全般の有効性が問題となっているわけではないことを理解しておいて欲しい。すなわち、民事訴訟法は、管轄合意（11条）、不控訴の合意（281条1項但書）など明文のある訴訟契約を認めているのである。

次に、明文なき訴訟契約の有効性がなぜ問題になるのかということを理解しておいて欲しい。すなわち、民事訴訟においては、多数の事件を集団的に処理するため、訴訟手続を画一的・定型的に定める必要があり、原則として、訴訟当事者間で自由に訴訟手続の方式を変更させるべきではないとされているのである。これを任意訴訟禁止の原則という。そこで、明文なき訴訟契約の適法性が問題となるが、処分権主義・弁論主義の適用される領域においては、当事者が特定の訴訟行為を行うか否かが自由であるため、この領域では訴訟契約を認めても良い。しかし、無制限にこれを認めると、訴訟当事者が不測の損害を被るおそれがあるため、合意の法効果が明確に予測し得る場合に限るべきである。このように考えるのが通説的立場である。

そして、この合意に違反した場合の効果については争いがあり、訴訟上の合意は直接に訴訟法上の効果を発生させることを目的とする訴訟契約であるとする立場（訴訟契約説）と私法上の作為・不作為義務が発生するにすぎないとする立場（私法契約説）がある。私法契約説の立場からは、訴訟当事者が合意に反した場合、相手方が合意の存在を抗弁として主張立証する必要があり、これが認められた場合には裁判所は訴訟上それに応じた一定の措置を講ずべきことになる。以下では、各小問について、私法契約説からの帰結を説明する。

小問1は不起訴の合意である。不起訴の合意は処分権主義の領域であり、かつ、特定の紛争について訴えを提起しないという点で効果も明確に予測し得るため有効である。そこで、裁判所としては、この不起訴の合意に反して提起された訴えについて、当事者が合意の存在を抗弁として主張立証した場合には、訴えの利益を欠くとして訴えを却下すべきである。

小問2は訴え取下げの合意である。訴え取下げの合意も処分権主義の領域であり、かつ、合意の対象となっている訴えを取り下げるという点で効果も明確に予測しうるため有効である。そこで、裁判所としては、Xがこの合意に反して訴えを取り下げない場合、Yが合意の存在を主張立証した場合には訴えの利益（権利保護の利益）を欠くとして訴えを却下すべきである（最判昭和44年10月17日判例百選（第5版）92事件）。

小問3は間接事実の自白契約である。問題文の「本件消費貸借契約締結後にYが200万円相当の高級腕時計1個を購入した」という事実は、消費貸借契約の主要事実である金銭の授受の存在を推認させる間接事実である。そして、間接事実の自白が弁論主義の領域に属するかが問題となるが、間接事実は証拠と同様の機能を有するため、これに弁論主義の適用を認めると自由心証主義（247条）を不当に制約するおそれがあるため、弁論主義の領域には属しないと考えるのが通説の立場である。したがって、間接事実の自白契約は弁論主義の領域ではないため、無効である。そこで、裁判所としては、間接事実の自白契約に拘束されないため、自由な心証形成に基づいて事実認定をすべきである。

2022 (令和4) 年度
法務研究科 法務専攻 (法科大学院) A 日程 入学試験問題
「小論文」
(60分)

注意：解答はすべて解答用紙に記入すること。

以下の【記事】を読んで、後記〔設問1〕及び〔設問2〕に答えなさい。(配点100点)

【記事】

南青山に子育て支援センター 「資産価値が下がる」の声に区長は

『毎日新聞〔地方版／東京〕』2021年3月14日朝刊26面

子育て全般の相談や支援を担う「港区子ども家庭総合支援センター」(東京都)の4月1日開設を前に、武井雅昭区長が毎日新聞のインタビューに応じた。都心の一等地、南青山にできるため「(不動産の)資産価値が下がる」と一部住民が反対の声を上げたが、武井氏は「(公共施設をどこに建てるかは)ビジネスではない。地価には影響されない」と指摘。施設の役割や今後の展望も語った。【構成・松本信太郎】

◇適地で一貫サービスを

――施設はどんな役割を果たすのか。

子育て全般の相談を受け、必要な支援につなげる場であり、保護者同士が交流する場にもなる。今までは都の児童相談所と区の子ども家庭支援センターがそれぞれ相談を受けていた。関係部署への引き継ぎのタイムラグや見落としがなくなり、スムーズに支援につなげられるのが大きなメリットだ。

――開設の経緯は。

「子育てするなら港区」と評価されるよう施策に取り組んできた。(2017年の改正児童福祉法施行で)特別区も児童相談所を設置できるようになった。妊娠期から子育て期、思春期から自立まで一貫したサービスを届けられると考え、設置を決断した。

――なぜ南青山に？

端的に申し上げて適地を取得できたということだ。住民説明会で、区内の別の地域と比べても地価が高く「他の用途があるのでは？」との意見もあったが、(公共施設の立地は)ビジネスではない。地価には影響されないのではないかと。

――反対の声をどう受け止めるか。

質問は計1600件に上ったが、理解を頂く努力を重ねてきた。公共施設は必要な所に建設するのが区の考え。今後も区民にとって身近なサービスを提供する施設だと実感してもらえよう努力していきたい。

――開設への準備状況、そして今後の展望はどうか。

各地の児童相談所に職員を派遣し、経験を積んでいる。国の基準より手厚く配置することができた。人と人との関係作りから始まる仕事なので、さまざまなケースに接し、対応できるようにしていきたい。そして児童と家庭に必要な課題を解決するため、子どもと家庭を守り支える広範な人たちがつながって、幅広い支援を実現していくことを目指す。

〔設問1〕 上記の【記事】から読み取れる意見の対立している問題点について、それぞれの立場の論拠を考慮しつつ、解答用紙15行以内で簡潔に説明しなさい。

〔設問2〕 各自の〔設問1〕の解答を踏まえ、上記の【記事】に表れている意見の対立している点について、あなたの意見を述べなさい。
解答にあたっては、異なる意見を持つ人の理解を得たり、異なる意見を持つ人を説得したりするために、あなたが大切であると考えていることについても、具体的な例を挙げつつ説明しなさい。